

鹿児島市立宮川小学校「いじめ防止対策基本方針」

いじめ防止に関する法令等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本国憲法 ○ 教育基本法 ○ 学校教育法 ○ いじめ防止対策推進法 ○ 鹿児島市いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
徳力・知力・体力ともにバランスよく身に付け、自分の夢や目標に向かって努力し、これからの社会に適応しながら能力を発揮できる宮川の子どもを育てる。
【校訓】
やさしく（徳力） かしこく（知力） たくましく（体力）

めざす児童像
【徳育】 思いやりのあるやさしい子ども 【知育】 自ら学ぶかしこい子ども 【体育】 運動に親しむ心身ともにたくましい子ども

職員の研修
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止のための研修会を実施する。(PDCA) <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセラー招聘 ・ 事例研修 ・ いじめ対策必携の活用等 ○ いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクル)

【いじめ防止等に関する学校の目標】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての児童の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が一人ひとりの児童にとって生きがいのある充実したものになるようにする。 ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立って全教育活動を行い、道徳教育の充実を図る。 ・ いじめられている児童を徹底して守り、いじている児童には「いじめは絶対に許されない行為であること」を徹底して指導する。

関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーとの連携（皇徳寺中学校） <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の実態及び友人関係等の情報の共有化 ・ 被害児童からの相談に対するアプローチやケアの検討

児童に対する実態調査
<ul style="list-style-type: none"> ○ ニコニコ週間を設定し、いじめに対する授業の実践を学期1回行う。 ○ いじめアンケートや学校楽しいーと等を学期末に1回実施し、いじめの実態を把握する。 ○ 日々の学校生活において実態把握をする。

いじめの未然防止・早期発見のために
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止等を実行的に行うため、「生活指導係会」を設置する。 ○ 教育相談やいじめアンケートを実施し、早期発見に努める。 ○ 全教育活動の中で人権教育を行い、児童の人権意識の高揚を図る。 ○ 児童の自己実現が叶えられるよう、日々の授業を充実させる。 ○ 開かれた学校作りを目指し、地域社会との連携強化を図るために、授業公開やPTA活動を充実させる。 ○ ネットいじめの動向を把握し、アンケート調査や個人面談等も行いながら、情報モラルの指導を充実させる。

保護者・地域との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問や電話、連絡帳等による保護者との情報交換 ○ PTA、おやじの会、校区コミュニティ（宮川の子どもを育てる会）、宮川の子どもを守り隊、スクールガード、民生委員等との密な連携

いじめへの対応

<ul style="list-style-type: none"> ○ 【実態把握の観点】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者双方、関係児童、周辺で目撃した児童等、関係児童から事情を聴取し、記録する。 ・ 関係教職員、スクールカウンセラーと情報の共有化を図り、正確に把握する。 ・ 表面的な事象にのみとらわれず、原因の根幹を探り出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【指導・支援の基本姿勢】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導係会を招集する。（校長、教頭、生徒指導主任、各学年の担当、養護教諭） ・ 全職員による共通理解及び、いじめに対する意識の向上を図る。 ・ <u>全職員による校内巡視等を行う。</u> ・ 対応する職員の役割分担をする。 ・ 関係機関との連携を図る。 ・ 保護者と連携し、被害者児童を確実に保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【被害者への支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温もりのある対応を心掛け、全力で守ることを約束し、心の安定を図る。 ・ いじめの内容や辛い思いなどを親身に聞き、安心感をもたせる。 ・ 被害児童の活動を褒めて認めることで自信をもたせる。 ○ 【加害者への指導】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毅然とした態度でいじめを即刻やめさせる。 ・ いじめは決して許されないことであることを丁寧に教え諭す。
---	---	---

重大事態への対処
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関への報告と連携 ○ 被害児童の緊急避難措置の検討、実施 ○ 加害児童への懲戒や出席停止措置の検討 ○ PTAとの連携 ○ 緊急保護者会の開催検討 ○ 時系列に沿った記録の蓄積 ○ 全職員の共通理解、実践

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科等	〈各学年全教育課程にて、いじめを未然に防ぐための取り組みを年間を通じて確実に実施する。〉 ニコニコ週間 いじめ問題を考える授業の実施（4月、9月）											
生徒指導	〈毎月生活指導係会〉 〈毎月第1・2木曜日教育相談〉 生活指導係会 いじめアンケート（学校楽しいーと）											
学校行事等	入学式 始業式	遠足・社会科見学	学級PTA 終業式	学級PTA 終業式	始業式 学級PTA	運動会 修学旅行	心の教育の日 校内人権旬間	学級PTA 終業式	始業式 学級PTA	始業式 学級PTA	始業式 学級PTA	学級PTA 卒業式 修了式
家庭・地域	〈毎朝登校指導〉 灯籠まつり あいごドッジボール大会 綱引き大会 校区文化祭 校区運動会 門松づくり 昔ながらの遊び											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月2回、保護者によるあいさつ運動 ○ 夏休み、PTA生活指導部による補導 ○ 生徒指導やいじめ（含：ネットトラブルによるいじめ）問題に関する職員研修 											